

政務調査費の制度が設けられてからほぼ一〇年が経過する。この間、住民訴訟では、政務調査費の用途が違法であるとして、その返還が命ぜられる例も少なくなかったことから、自由に使えるようにしてほしいという声絶えなかった。このような声に應えてか、八月七日、政府提出の地方自治法の一部を改正する法律案に政務調査費にかかる規定の改正を加えることの修正案が議員提案され、一〇日に衆議院で可決され、二九日、内閣総理大臣に対する問責決議案採決の直前、参議院で可決され、成立した。

現行の地方自治法一〇〇条一四項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、……政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定めている。修正された条文は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため

必要な経費の一部として、……政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(傍点が修正箇所)となっている。

八月七日の衆議院総務委員会における提案者の説明によれば、この改正によって調査研究に限らず、議員の活動である限り、従来は認められていなかった議員としての補助金の要請や陳情活動のための旅費や交通費、

新・弁護士月記 ⑦



政務調査費

橋本 勇

地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費で従来認められていなかったものが政務活動費の対象となるが、具体的な経費の範囲は条例で定めるので、その審議の過程における住民の監視に

よって無駄の排除、用途の妥当性が担保されるということがある。経費の範囲を条例で定めるということは、現在多くの自治体で規則や申し合わせなどで定めている用途基準に相当するも

のを条例化するということであろうが、これまでと大きく違うのは、その用途が議会の裁量に委ねられたということである。この結果、これまででは、法律における「調査研究に資する」の意味を踏まえて、用途基準との適合性を判断するという作業が必要だったものが、今回の改正で、条例で定める経費の範囲だけを判断基準とすれば良くなったという意味で、事務担当者の精神的負担はかなり減ることになるかもしれない。なお、この改正法は、公布の日(九月五日)から六ヶ月以内の政令で定める日から施行されることになっており、その日までに充当できる経費の範囲を定める条例が制定されていない場合は、政務活動費を交付、充当できないことになる。

各地のオンブズマンの組織などからは、今回の改正が拙速であり、これまでの司法判断を考慮しないものであるなどとして、強い反発がなされている。この改正案の提案者は、議会の審議の過程における住民の監視を重視している。どこから準則のようなものが出されて、それに従ったから良しとするようでは、議会の見識を疑われることになろう。

(弁護士)